

起業家応援フェア “あきんどマルシェ” 出店（展）者募集要項

1. 趣旨	美濃加茂市の起業家を地域全体で応援することで、美濃加茂市の商工業の発展に寄与する。さらに、起業に対するバックアップ体制を市民にPRすることで起業家を増やし、地域活性化を図る。
2. 会場	みのかも文化の森（美濃加茂市蜂屋町上蜂屋 3299-1）
3. 開催日時	令和6年1月19日（日）午前10時30分から午後3時00分時まで
4. 準備片付け	ブース準備は1月19日（日）午前10時15分迄に終了して下さい。 ※準備日として1月18日（土）午後6時～8時まで会場を開放します。 ※当日は午前8時30分より会場を開放します。 片付けは1月19日（日）午後3時以降に実施し、午後4時迄に終了して下さい。
5. 事前セミナー	令和6年12月14日（土）午前10時～12時に出店（展）者向けセミナーを実施します。必ずご参加下さい。 講師：（一社）日本少子化対策ネットワーク 安藤摩里氏 会場：美濃加茂商工会館 3階 大会議室
6. 出展数、位置及び規模	出店（展）数は、会場の事情に応じて美濃加茂商工会議所で決定します。 出店（展）位置は、美濃加茂商工会議所において決定します。 出店（展）規模は、1ブースあたり次の規模とします。 1ブース＝約1,800mm × 約1,800mm 参加負担金：無料
7. 貸出備品等	下記の備品を美濃加茂商工会議所で用意いたします。 ・パイプ椅子 2脚まで（無料） ・長机[1,800mm×600mm] 1台まで（無料） ・電源 50wまで ※電源を使用する場合は使用器具・ワット数を教えて下さい ※50wを超える場合は、ご自身でポータブル電源をご用意ください ※会場の容量オーバーの場合は電源のお断り又は共同使用をお願いする場合がございます
8. 経費の負担	・出店（展）に要する経費は出店（展）される方の負担とします。
9. 出店（展）申込受付	出店（展）者の方は11月29日（金）迄に美濃加茂商工会議所にお申し込下さい。 ・受付は先着順（20社まで）となります

10. 出展基準	<p>次の各号に掲げる事項を出店（展）基準といたします。</p> <p>(1) 起業して5年以内の個人・法人の方で現在事業を営んでいる方。 又は創業が決まっている方。 (女性起業家支援セミナー参加者、創業塾参加者、姫 Biz 運営委託事業への登録者などを含む)</p> <p>(2) 食品衛生関係法令等により、許可又は登録を必要とする営業にあつては、当該許可又は登録を受けていること。</p> <p>(3) 食品を取り扱う出店者にあつては、食品（生産物）賠償責任保険等に加入していること。</p> <p>(4) フランチャイズ店のオーナー様等については、市内に店舗があること。</p> <p>(5) 鮮魚・精肉、の販売は出来ません。（生鮮野菜の販売は可能です）</p> <p>(6) 犬、猫、鳥、爬虫類、その他小動物の会場への持込並びに販売は出来ません。</p>
11. 出展申請及び変更届	<p>(1) 出店（展）を申請される方は、美濃加茂商工会議所が定める期日までに次の書類を提出してください。</p> <p>①出店（展）申請書（様式1）、②誓約書（様式2）、③食品営業許可証の写し、④食品製造許可証の写し、⑤食品（生産物）賠償責任保険等の写し、（※③④⑤は該当となる方のみ）</p> <p>※食品を販売する場合は、保健所に臨時営業許可申請をしてください。</p> <p>(2) 申請書提出後、内容に変更が生じた場合は、変更届（様式3）を提出してください。</p>
12. 販売制限等	<p>(1) フリーマーケットやバザーの出店（展）は認めません。</p> <p>(2) 商品等は、<u>日常取り扱っているもの</u>に限ります。ただし、新商品の紹介を兼ねた販売は認めます。</p> <p>(3) (2) 以外の方は、日頃の活動内容のPRに合わせた物品等の販売に限ります。</p>
13. 出展責任者	<p>食品を取り扱う出店者は、販売等が衛生的に行われるよう、従業員の指導に努めてください。</p>
14. 売上報告	<p>出店（展）される方は、開設期間中の売上（又は商談件数等）を集計し、売り上げ報告書（様式4を令和7年1月31日（金）までに提出してください。</p>
15. 禁止事項	<p>出店（展）される方（従業員を含む）は、次に掲げる行為を禁止します。</p> <p>(1) 出店（展）される方の権利を第三者に譲渡又は転貸し、若しくは管理運営を委託すること。</p> <p>(2) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売すること。</p> <p>(3) 拡声器及び音響器具類を使用すること。</p> <p>(4) 火器の使用はできません。電気機器での保温のみ可能です。</p> <p>(5) 会場内での調理は禁止いたします。</p> <p>(6) 他の出店（展）者の妨げとなる行為をすること。</p> <p>(7) その他起業展運営に支障があるような行為をすること。</p>

16. 遵守事項	<p>出店（展）される方（従業員を含む）は、次の事項を遵守してください。</p> <p>(1) 「事業所名」の書かれた札等を見える位置に設置すること。</p> <p>(2) 食品衛生関係法令により保健所の営業許可を取得する必要がある営業を行うものについては「営業許可証」をブース内の見やすい位置に掲示すること。</p> <p>(3) 食品を取り扱う場合は、販売等が衛生的に行われるように努めること。</p> <p>(4) 食品販売をする場合は、「製造許可証」を事前に事務局まで提出して下さい。</p> <p>(5) ブース及びその周辺の清掃は出店（展）される方の責任のもとに行い、ブース内で発生したごみは各自で持ち帰り処分し、常に環境美化に努めること。</p> <p>(6) 食品衛生その他の関係法令上の規定を遵守すること。</p> <p>(7) その他運営に関し美濃加茂商工会議所の指示に従うこと。</p>
17. 出店（展）の拒否	<p>以下の項目に該当する方は、出店（展）を申請することができません。また、申請後、あるいは出店（展）許可後に以下の項目に該当することが判明した場合、美濃加茂商工会議所は、何ら催告も要することなく出店を取り消すことができるものとします。</p> <p>(1) 美濃加茂市契約等における暴力団等排除措置要綱別表の措置要件に該当する場合</p> <p>(2) 関係法令等に違反したとき。</p> <p>(3) その美濃加茂商工会議所が不相当と認めたとき。</p>
18. 関係機関への意見聴取	<p>出店（展）者選定の際、美濃加茂商工会議所は、出店（展）を申請される方、又はその関係者が反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聞くことができるものとします。</p>
19. 損害賠償	<p>出店（展）される方（従業員を含む）は、会場の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとします。</p>
20. 出店（展）禁止	<p>誓約書及びこの要項に違反した方は、今後、美濃加茂商工会議所が開催する催事等への出店（展）を禁止します。</p>